

令和 6 年

# 第 4 回 忠岡町議会定例会会議録

第 4 日

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

忠 岡 町 議 会

令和6年 第4回忠岡町議会定例会会議録（第4日）

令和6年12月20日午前10時、第4回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

|              |             |             |
|--------------|-------------|-------------|
| 1 番 河瀬 成利議員  | 2 番 今奈良幸子議員 | 3 番 北村 孝議員  |
| 4 番 小島みゆき議員  | 5 番 二家本英生議員 | 6 番 河野 隆子議員 |
| 7 番 松井 匡仁議員  | 8 番 三宅 良矢議員 | 9 番 前川 和也議員 |
| 10 番 尾崎 孝子議員 |             |             |

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

|                |       |                |       |
|----------------|-------|----------------|-------|
| 町 長            | 杉原 健士 | 副 町 長          | 井上 智宏 |
| 町長公室次長兼秘書人事課長  |       | 産業住民部長         | 新城 正俊 |
|                | 中定 昭博 |                |       |
| 産業住民部次長兼住民人権課長 |       | 産業住民部次長兼生活環境課長 |       |
|                | 谷野 彰俊 |                | 小倉由紀夫 |
| 健康福祉部長         | 二重 幸生 | 健康福祉部次長兼保険課長   |       |
|                |       |                | 大谷 貴利 |
| 教育部長兼教育総務課長    |       | 教育部理事兼学校教育課長   |       |
|                | 村田 健次 |                | 石本 秀樹 |
| 消 防 長          | 岸田 健二 | 消防次長兼予防課長      | 下川 浩幸 |
|                |       | (各課課長同席)       |       |

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 柏原 憲一 |
| 係 長  | 酒井 宇紀 |

(会議の顛末)

議長（北村 孝議員）

おはようございます。

本日の出席議員は、10名出席でありますので、会議は成立いたしております。

議長（北村 孝議員）

ただいまから会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長（北村 孝議員）

本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。

議会事務局（柏原 憲一局長）

議長。

議長（北村 孝議員）

柏原事務局長。

議会事務局（柏原 憲一局長）

令和6年第4回忠岡町議会定例会議事日程（4日目）について、ご報告申し上げます。

日程第1 議案第47号 物品購入契約締結について（防災資機材等購入）

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第2 議案第48号 財産取得の追認について

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第3 議案第50号 忠岡町下水道条例の一部改正について

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第4 議案第51号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）について

(総務事業常任委員会委員長報告)

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第5 議案第52号 令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算

(第3号) について

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第6 議案第53号 令和6年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
について

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第7 請願第1号 杉原町長が過半数の支持を得られなかったことを真摯に受け  
止め産廃焼却施設誘致計画の「凍結」を決議することを求め

る請願書について

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第8 議案第54号 忠岡町副町長の選任について

日程第9 議案第55号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第10 意見書第8号 性暴力救援センター・大阪SACHICOの存続と体制強化を求める意見書の提出について

日程第11 意見書第9号 訪問介護事業の基本報酬引き下げの撤回と介護報酬全体の大幅な引き上げを求める意見書の提出について

日程第12 意見書第10号 女性差別撤廃委員会による4回目の勧告を受けて、選択的夫婦別姓制度の速やかな導入を求める意見書の提出について

日程第13 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上のとおりでございます。

議長（北村 孝議員）

日程第1 議案第47号から日程第7 請願第1号までの7件の議案についてを一括して議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認めます。よって、日程第1 議案第47号から日程第7 請願第1号までの7件を一括議題といたします。

本件に関し、12月6日の本会議において、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で内容の審査をした結果を常任委員会委員長から報告を求めます。

初めに、総務事業常任委員会委員長報告を求めます。

総務事業常任委員会委員長、松井匡仁議員。

総務事業常任委員会委員長（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

総務事業常任委員会委員長（松井 匡仁議員）

それでは、議長の許可を得ましたので、総務事業常任委員会委員長報告を行います。

去る12月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました4件の議案につきましては、12月10日に委員会を開催し、慎重にその内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果につきまして、会議規則第41条第1項の規定によりご報告いたします。

なお、質疑応答などの詳細な内容につきましては、配付いたしております議事概要版の

とおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第47号 物品購入契約締結（防災資機材等購入）につきましては、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第50号 忠岡町下水道条例の一部改正につきましては、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

次に、議案第51号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）についての総務事業常任委員会に係る部分につきましては、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決をされました。

次に、請願第1号 杉原町長が過半数の支持を得られなかったことを真摯に受け止め産業廃焼却施設誘致計画の「凍結」を決議することを求める請願書につきましては、委員会記録のとおり、請願紹介議員からの説明の後、質疑応答、反対討論、賛成討論があり、不採択となりました。

まず、反対討論といたしましては、「実現の可能性があるが、町村の権限、議会の権限事項に属する事項であるかなど、判断の基準がある中で緊急性や重要性及び財政事情を鑑み、凍結を必要とするものではないと考え、反対をいたします。」

次に、「選挙結果が全てであり、当選者に対して民意を得ていないということは、議論として乱暴である。当選者である町長には、信任を得たということについて、自信と誇りを持っていただきたい。選挙戦で掲げたことは、より一層丁寧に進めなければならない。よって、この請願書には反対をいたします。」

次に、「産業廃棄物焼却施設の誘致を進める杉原町長の得票率が50%を下回り、支持を得られなかったということで、凍結せよとの請願書であります。逆に、過半数を上回る支持率全てが産業廃棄物焼却施設誘致を凍結とは考えにくい。」、併せて「凍結すれば、計り知れない損害などが考えられることから、総合的に判断し、今回出された請願書には反対をいたします。」との意見がありました。

一方、賛成討論といたしましては、「杉原町長は、この2期目の選挙で過半数を得られませんでした。それは、住民抜きで産業廃棄物焼却施設誘致計画を進めてきたことの結果であり、民意を得たとは到底言えません。議会で議決を得たのだからということで、住民の意見や不安の声にも耳を貸そうとはせず、杉原町長は計画を進めております。議員は、住民の意見や要望を聴いて議会に反映していくのが本来の在り方だと思いますので、この産業廃棄物焼却施設誘致計画の「凍結」を決議することを求める請願書の賛成討論とさせていただきます。」との意見がありました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託をされました3件の議案と1件の請願についての報告を終わります。

令和6年12月20日、総務事業常任委員会委員長 松井匡仁。

議長（北村 孝議員）

ただいまの総務事業常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。  
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員会の委員長報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長、三宅良矢議員。

福祉文教常任委員会委員長（三宅 良矢議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

三宅議員。

福祉文教常任委員会委員長（三宅 良矢議員）

議長の許可を得ましたので、福祉文教常任委員会委員長報告を行います。

12月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました4件の案件については、12月11日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により、報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております議事暫定版のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議案第48号 財産の取得の追認については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第51号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）についての福祉文教常任委員会に係る部分については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

議案第52号 令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答、反対討論があり、反対討論としては、「国民健康保険料は社会保険等に比べ、個人にかかる負担は大きい。その負担軽減のため、基金にため込むのではなく、保険料の引き下げに充てるべき。」との意見がありました。

以上のとおり、採決の結果、賛成多数で可決となりました。

議案第53号 令和6年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員会記録のとおり、理事者からの説明の後、質疑応答があり、全会一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された4件の議案について報告を終わります。

令和6年12月20日、福祉文教常任委員会委員長 三宅良矢。

議長（北村 孝議員）

ただいまの福祉文教常任委員会委員長の報告に対し質疑を行います。  
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案1件ごとに討論及び採決を行います。

それでは、日程第1 議案第47号 物品購入契約締結について（防災資機材等購入）  
について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第2 議案第48号 財産の取得の追認についての討論を行います。討論  
ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認めます。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第3 議案第50号 忠岡町下水道条例の一部改正について討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第4 議案第51号 令和6年度忠岡町一般会計補正予算（第7号）について討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第5 議案第52号 令和6年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ございませんか。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

この忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について、反対の立場で討論をいたします。

国民健康保険が都道府県化されまして、大阪府の保険料率が全国でも一番高いということになっています。今年度の大阪府の統一保険料は、モデルケースと言われる所得 200 万円の 40 歳代夫婦と子ども 2 人の 4 人家族の世帯では、年間 45 万 6,000 円にもなり、所得 200 万円のうち 2 割以上が国保料でなくなってしまう。非常に払い難い保険料になっているわけです。

今、非常に物価高騰で暮らしが大変なときに、住民生活も非常に切り詰めて生活をしておられると、そういったことであります。この余ったお金をこのように基金に積み立てるのではなく、取り過ぎた保険料を引き下げるために使うこと、これは以前からも我が党が求めているところであります。なので、この補正予算には反対という立場で討論をさせていただきます。

議長（北村 孝議員）

続いて、賛成討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 52 号を起立により採決をいたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

議案第 52 号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（北村 孝議員）

起立多数であります。よって、議案第 52 号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（北村 孝議員）

続いて、日程第 6 議案第 53 号 令和 6 年度忠岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(北村 孝議員)

続いて、日程第7 請願第1号 杉原町長が過半数の支持を得られなかったことを真摯に受け止め産廃焼却施設誘致計画の「凍結」を決議することを求める請願書について、討論を行います。討論はございませんか。

まずは、反対討論でございます。

2番(今奈良幸子議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

今奈良議員。

2番(今奈良幸子議員)

では、この請願書に対して、反対の立場から討論させていただきます。

この請願書におきましては、忠岡町住民の不安や中止の意見を真正面から受け止めないということが大事なのかなと思ひまして、そのことについて述べさせていただきます。

住民の説明においては、一度、地区を回ってしていただいたこと、また住民の代表であります議員に対して、定例会ごとにごみ処理施設調査特別委員会において進捗状況を説明していただいたこと、また、担当課でも、この事業において、住民の方が不安や疑問があれば対応できる環境を整えていること、そして、来年度1月より、広報での説明をするページをつくっていただけるという対応を取っていただいていることから、この地域エネルギーセンター等整備運営事業の凍結の必要性を感じないため、反対とさせていただきます。

以上です。

議長(北村 孝議員)

続いて、賛成討論はございませんか。

6番(河野 隆子議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

賛成の立場で討論をさせていただきます。

10月20日に行われました町長選挙、これで産廃焼却施設誘致を進める杉原町長の得票が過半数の支持を得られなかったことを真摯に受け止めて、産廃焼却施設誘致計画は「凍結」することを求めるという、この請願書に私たちは賛成の立場から討論いたします。

杉原町長は、4年前の初当選の公約であった泉北環境事務組合との広域化を進めるとの方針から、たった約1年後には、産業廃棄物を焼却する民間の巨大な施設を誘致するという方針に転換をしました。公約に外れるかもしれないけれども、町の将来によりよいことを選択するのは、自分の使命で責務だというふうにも言われておられます。ですが、2期目で戦った杉原町長は過半数を得ることができませんでした。それは、産廃事業者である大栄環境等との10月1日の実施協定を締結しておりますが、その内容を住民に知らせず進めてきたという結果であると思います。

先ほどの反対討論でも、住民説明は1周を回ったということではありますが、ただ、こんな大変な計画をするに当たって、たった一度の集会所を回った。それも一方的な説明であって、住民の上げられた声が本当に反映されているのかというところで、あれは住民説明会というものではないというふうに思います。

そして、ごみ特別委員会で進捗状況を議員に説明しているということではありますが、私たち議員が本当に中身を知っているのか、全く何を燃やすのかも分からないと。そういった説明も多々あり、私たちは、この特別委員会で誘致計画がどんなものなのかという具体的なこと、そして、金銭的なこともはっきりと分かっていないという状況であります。

今回の町長選挙は、施設の誘致の問題だけが選択の選挙ではないという他の議員の発言もありましたが、しかし、その議員自らが、今回の選挙はごみ処理の公民連携の最大の住民投票にもなると言われております。ということで、大きな争点になった選挙ではなかったでしょうか。これがもし住民投票に関わるものであれば、杉原町長は、その席には座っておられないということでもあります。

町長がよく言われるスピード、決断、実行の中で一番大事な住民自治、住民の声を聞くということが欠落している、そう言わざるを得ません。そして、忠岡町議会も忠岡住民の不安のお声もあり、また中止という意見もある中で、計画だけがどんどんと進められている。本当にそれでいいのかというところでもあります。住民にも分からない中身、そして、議員も具体的な中身も分からない中で、広報で知らせるといっても、それは一方的であり、住民がどうやって声を上げられるのでしょうか。

このように、タイトなスケジュールで進められている誘致計画、これは中身も明らかにされていないということで、この産廃焼却施設の誘致計画を凍結してほしいという住民か

らの請願書であります。ぜひ皆さんご賛同をお願いしたいと思います。

議長（北村 孝議員）

他に討論はございませんか。

9 番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

反対討論です。委員会でも長々と申し上げたので、単純に行きたいなと思います。

過半数という言葉がここにありますけども、選挙では、当選者、最多得票者が民意を得たと見るのが選挙ですね。まずこれが1点。そして、次2点目、3人以上いれば、1人が過半数を超えるというのは非常に物理的に難しい。これが2点目。3点目なんですけども、これ委員会で説明者の方おっしゃられたと思います。現職、当選者の町長以外に入れた方が全てクリーンセンターの公民連携の事業に反対しているかどうか、それは分からないというふうにおっしゃっていました。以上のことから、この過半数の支持を得られなかったら凍結すべきというこの請願書には反対をいたします。

以上です。

議長（北村 孝議員）

他に討論はございませんか。

1 番（河瀬 成利議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

賛成ですか。

1 番（河瀬 成利議員）

反対です。

議長（北村 孝議員）

河瀬議員。

1 番（河瀬 成利議員）

請願第1号を採択することについて、反対の立場から討論させていただきます。

現在進められています公民連携による（仮称）忠岡町地域エネルギーセンター等整備運営事業につきましては、引き続き、分かりやすく丁寧に進めていただきたいと一般質問でも述べさせていただいておりますが、事業の凍結を求める請願については、今回の事業が住民説明会や議会説明会等、一定の経過を得ながら進められる中、さきの町長選挙において、杉原町長が公民連携によるごみ処理事業の着実な実施ということで再選され、民意を得たということ。そして、地域エネルギーセンター等整備運営事業・公民連携協定の締結

について、議会の議決を得たとともに、その後においても、特別委員会等で必要な調査、研究等を行い、事業が進められていること。また、この事業を凍結するとなれば、忠岡町において大きな損害とマイナス的な要因が考えられること。以上のことなどから、請願第1号を採択することについては反対いたします。

以上です。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

討論なしと認めます。

これより請願第1号を起立により採決をいたします。

本件について委員長の報告は不採択であります。

請願第1号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（北村 孝議員）

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択となりました。

議長（北村 孝議員）

日程第8 議案第54号 忠岡町副町長の選任についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第54号 副町長の選任につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、令和6年12月31日をもって任期満了となる井上智宏氏の後任として、令和7年1月1日付で坂上佳隆氏を副町長に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われますので、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第54号 忠岡町副町長の選任についてを採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで、任命同意されました坂上佳隆さんより、挨拶をいたしたいとの申出がありますので、これを許します。

それでは、坂上佳隆さん、議場への登壇を許可いたします。

（坂上佳隆氏 入場）

坂上佳隆氏

ただいま、副町長選任のご同意を賜りました坂上でございます。議長よりお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

もとより微力ではございますが、大阪府で培いました経験や知識を生かしながら、杉原町長の補佐役として誠心誠意、力を尽くしてまいり所存でございます。皆様方におかれましては、何とぞご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

甚だ簡単でございますが、以上をもちまして、副町長就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

（坂上佳隆氏 退場）

議長（北村 孝議員）

日程第9 議案第55号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第55号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、副町長の任期中において、副町長の給料月額を1割減額し、副町長の退職手当を支給しない旨の規定を追加するため、改正を行うものでございます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

提案理由は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

すみません。これ私らあんまり人の給料について〇×をしたくないんですけれども、今回これ審議するに当たりまして、町長、これ1割の減額と退職金を支給しないという旨の議案なんですけれども、これはご本人さんの意思ということで、私ら審議させていただいてよろしいでしょうか。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

申し訳ございません。町政ということで、財政が逼迫しているわけではないんですけれども、退職金のカットで忠岡町の町政に少しでも貢献したいということで賛同していただける方を府から依頼するということでご賛同いただいておりますので、ひとつよろしくご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（北村 孝議員）

よろしいですか。

7 番（松井 匡仁議員）

ありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

他にご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第55号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長（北村 孝議員）

日程第10 意見書第8号 性暴力救援センター・大阪SACHICOの存続と体制強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案の趣旨説明を求めます。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

性暴力救援センター・大阪SACHICOの存続と体制強化を求める意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

このSACHICOは、24時間365日、常時支援員が対応をしてきました。しかし、国や大阪府からの補助は、年間僅か1,500万円程度、運営費の2分の1ずつを国と自治体が負担していますが、自治体の補助を超えて国が交付金を出せないというような仕組みになっております。

被害者の支払う医療費については、国が3分の1、自治体が3分の2を出しています。医療行為については診療報酬が出ますが、診察は1人に1時間ほどかかるのは当たり前で、人手不足もあり、医師や看護師は病院での通常の診療を行いつつ、SACHICOでの診察支援もするという善意のただ働きであります。

支援員は、15人から16人おりますが、多くの時間が1人体制です。維持費の多くを病院が負担し、不足分は寄附金で賄っております。昨年、とうとう病院側から、医師の体制が取れないということで大変この存続が心配されている中で、今は、子どもについては、ほかの病院で治療を受けてもらっています。しかし、相談者が増加しており、一民間病院がその全てを負担するということは困難になっております。

性暴力の被害に遭った人の治療や相談などを一つの窓口で支援するワンストップ支援センター、2015年から国が支援し、全国で年間6万件を超える相談が寄せられております。しかし、ほとんどが都道府県に1か所で、夕方までの電話相談のところも全国に先駆けて、民間病院を拠点に設立された大阪SACHICOは、全国のモデルとして重要な役割を果たしております。

しかし、財政支援が不十分で病院の負担が大きく、来年3月には退去を求められているところであります。ですから、この存続を求める意見書の中にもありますが、活動拠点を大阪府の責任において速やかに確保して運営に係る費用を補償すること、そして、公的病院を拠点とするワンストップ支援センターを設置すること、やはりワンストップ、こういった性暴力の被害者はワンストップで相談ができる、それが大変精神的も大事なところであります。なので、連携ということも委員会の中でも言われておりますけども、やはりワンストップ、その1か所に行ったら全て自分の精神的、そして身体的なそういった治療もできるということで、非常に大事な大阪SACHICOの役割を果たしていると思います。ですので、ぜひこの意見書に議会でもご賛同いただきたいというふうに思います。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありま

せんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、反対討論でございます。

10番（尾崎 孝子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

尾崎議員。

10番（尾崎 孝子議員）

反対の立場でお話しさせていただきます。

まず、性暴力救援センター・大阪SACHICOの存続と体制強化を求める意見書についてですが、病院を拠点とする、先ほどの河野議員からもお話がありましたが、病院や医師にすごく負担が大きい病院拠点型をそのまま継続してほしいという内容でしたので、そこはやっぱり負担がとても、これからのSACHICOの運営は、とても素晴らしいことなので続けていっていただきたい。そのSACHICOの運営の永続や機能強化のためにも、病院や医師の負担が大きい一つの民間病院、あるいは公立病院の拠点型ではなく、複数病院や関係機関との連携型で運営していくべきだと、大阪府議会の委員会でも採択を反対させていただいております。府は、SACHICOの移転先を確保し、病院内に拠点を置かない連携型で存続していけるように、運営できていけるように検討していきますので、前向きにSACHICOの存続は続けていきたいという府知事のお話もありますので、この意見書の内容は反対ということにさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（北村 孝議員）

続いて、賛成討論ございませんか。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

賛成の立場で意見させていただきます。

内容につきましては、意見書及び趣旨説明のとおりですけれども、補足として述べさせていただきます。

全国の性暴力救援センターのワンストップ支援センターの相談件数なんですけれども、令

和元年度では4万1,384件だったのが、令和5年度には6万9,100件となって、毎年増加しております。大阪SACHICOでの相談件数、受診件数については、令和2年度では、相談3,215件、受診が317件、令和3年度では、相談が3,987件、受診が396件、令和4年度では、相談4,231件、受診が406件と、これも毎年増加傾向となっております。令和5年度につきましては、年度途中より体制が維持できない、あと診療体制が厳しくなっているということもありますので、参考値にはなりますけども、相談が3,561件、受診が121件となっています。令和2年度から令和4年度で相談、受診がともに増加しているということなので、ワンストップの支援センターの存在というのはとても重要なものであります。

ワンストップ支援センターの意義といいますのは、総合的・包括的支援として、性暴力による妊娠回避や外傷の診断、証拠物の確保、性感染症対策の医療的支援だけではなく、法的な選択肢についての情報を伝え、警察に通報するかしないかの判断のサポート、被害を警察に届けるなら、それを通報し、法医学的証拠を採取し、医学的見地から報告書の作成や心のケアを行うなど、被害者本人に寄り添う対応が可能になります。

これだけのことを対応するには、連携型では相談場所と医療機関が離れていることもあり、被害者がその各機関に出向くことにはとても心理的な負担になります。また、連携型で対応する近くの病院で、そこに理解ある支援員が必ずしもいてるわけではありません。被害者の本人の負担を考えると、病院拠点型で運営するほうがよいと思います。先ほど、大阪府での委託事業として責任を持って進めていくと言われていますが、これだけの事業です。来年度から、この事業へ委託するのに、話をするにはとても短過ぎます。

また、私本人も大阪SACHICOの理事長とお話しさせていただいたんですけども、性暴力の被害というのは、やっぱり未成年に多いということです。未成年の対応となると、より厳しくなってくるものであり、そういった意味でも、大阪SACHICOのワンストップでできる支援体制というのはとても大変重要なものとなってきます。

そういった意味で、今回のこの要請には議員の皆さんの賛同を賜りたく、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

4番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4番（小島みゆき議員）

反対の立場から意見させていただきます。

性暴力救援センター・大阪SACHICOの存続と体制強化を求める意見書について、意見を申し上げます。

大阪府内の令和5年における不同意性交等及び不同意わいせつの認知件数は全国でワースト1位と深刻な状況が続いています。加えて、性犯罪の被害者は、他の犯罪の被害者と比べ、誰かに相談することもできず、被害の届出もしないまま泣き寝入りする傾向が高く、警察でも認知できない事件も多いことから、性犯罪の被害者への対応に当たっては、被害者の特性や被害者心理に対する理解、専門性が必要不可欠であります。

このような性暴力被害に遭った女性に寄り添い、支援する大阪唯一のワンストップ支援センターである性暴力支援センター大阪SACHICOは、24時間365日、ホットライン、被害者に緊急避妊薬を投与するなど、72時間以内に診察が行われる診療機能を持つなど、性暴力の駆け込み寺とも言われ、公明党としては、これまで、その先駆的な活動に賛同し、府議会でも機会あるごとに、府に対し支援強化を求めてまいりました。

さらに、公明党の地方議員と国会議員が連携し、国での施策を実現するなど、ワンストップ支援センターの普及に取り組み、現在では、全都道府県で52か所設置されるまでに至っています。

しかしながら、その先駆けであるSACHICOが民間病院でのワンストップ支援センター機能の維持が困難な状況にあるとお聞きし、以来、先日もSACHICOに公明党府議会議員が直接訪問し、ご意見、ご要望を頂戴するとともに、9月定例会の代表質問や12月の一般質問でも、SACHICO存続について、知事に強く求めています。

我が党としては、これまでSACHICOが担ってきた犯罪被害者のワンストップ支援センター機能が途切れることなく継続することが最重点課題であるとともに、例えば、若い世代にとって、電話相談よりもSNS相談がしやすいことや、性暴力・性犯罪被害も女性だけでなく、男性やLGBTと被害の内容も多様化しており、産婦人科医療を中心としてきた初期体制に加え、子どもや男性の性被害にも対応した体制の拡充が求められることなどの課題に対応したワンストップ支援センターの支援内容の充実も必要と考えております。

また、近年の医師の働き方改革による課題もあることから、過度に医療に負担のかからない方策も検討すべきです。これらの課題を解決し、性暴力・性犯罪被害者支援のための持続可能な体制を構築するためには、関係部局と連携し、持続可能なワンストップ支援センターの在り方を検討する庁内ワーキンググループだけにとどまらず、医療、福祉、地方等、各機能に係る外部の関係団体の協力と連携が必要であり、オール大阪で取り組むべきと、公明党府議の質疑で知事は、連携体制の構築に向け、連携先の有識者とも参画した検討会議の設置を早急に検討していくとの答弁があったところです。

性暴力救援センター・大阪SACHICOの存続と体制強化については、その機能を継続し、評価することには大いに賛同するものであります。しかしながら、さきに述べたよ

うな課題を解決するためには、拠点病院等に対する持続的な負担軽減策の在り方についての検討や、ワンストップ支援センターの最適な移転先について、SACHICOをはじめ、関係機関とともに、公的病院に限らず、幅広く協議することが持続可能性の観点からも重要であるのではないかと思います。

以上のことから、この意見書には賛同いたしかねます。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより意見書第8号 性暴力救援センター・大阪SACHICOの存続と体制強化を求める意見書の提出についてを起立により採決いたします。

意見書第8号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（北村 孝議員）

起立少数であります。

よって、意見書第8号は否決となりました。

議長（北村 孝議員）

次に、意見書第9号 訪問介護事業の基本報酬引き下げの撤回と介護報酬全体の大幅な引き上げを求める意見書の提出者についてを議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

訪問介護事業の基本報酬引き下げの撤回と介護報酬全体の大幅な引き上げを求める意見書案について、趣旨説明をさせていただきます。

今年4月の介護報酬の改定によって、訪問介護事業の基本報酬が軒並み引き下げられています。その代わり、処遇改善加算として、14.5%から24.5%上乘せして、それで補完しており、国は、全体の改定を見てほしいと述べています。しかし、処遇改善加算は、基本報酬を基として計算となりますので、基本報酬が下がることによって加算の額も応じる形となり、根本的な処遇改善になっていないのが現状です。

訪問介護は、労働環境が厳しく、低賃金のため人手の流出が顕著であり、運営も厳しく

なります。サービスを維持するには根本的な解決策をしなければなりません。

よって、国及び政府において、訪問介護事業の基本報酬の引き下げ撤回と介護労働者の大幅な処遇改善ができるよう介護報酬全体の引き上げを強く求める意見書になります。

議員の皆様のご賛同を賜りたく、よろしくお願いいたします。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

2番（今奈良幸子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

今奈良議員。

2番（今奈良幸子議員）

反対の立場で討論させていただきます。

この意見書に対し、慎重に検討すべき点が幾つかあると考えます。まず、介護報酬の大幅な引き上げが、国の財政や介護保険制度全体に与える影響について、現実的な視点から議論が必要です。介護報酬の引き上げは、現役世代の介護保険料の負担増につながる可能性が高く、特に、子育て世帯や働き盛りの世代にとって大きな経済的負担をもたらす懸念があります。私は、小学生と中学生の子どもを持つ親として、将来の世代に過剰な負担を残さない持続可能な仕組みを構築することが重要だと考えています。

次に、訪問介護事業の現場における課題は、報酬の引き下げだけが原因ではありません。労働環境の改善や人材育成、業務の効率化など複合的な取組が求められています。例えば、デジタル技術の導入や業務プロセスの見直しを進めることで、介護職員の負担を軽減し、より魅力的な職場環境を提供する道も考えるべきです。さらに、訪問介護の重要性を認識しつつも、地域包括ケアという観点から、ほかのサービスとのバランスを考える必要があります。訪問介護だけに重点を置くのではなく、デイサービスやリハビリ支援といった多

様なサービスを地域で連携して提供することが高齢者や家族のニーズに応える上で効果的です。これにより訪問介護事業者への過度な依存を防ぎ、全体として持続可能な介護体制が実現できると考えます。

最後に、財源の確保や負担の分担について具体的なビジョンが示されていない現状では、この意見書を無条件に支持することは難しいと考えます。以上の理由から、本意見書には反対の立場を取らせていただきます。

以上です。

議長（北村 孝議員）

続いて、賛成討論はございますか。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

賛成の立場から討論いたします。

身体介護、生活援助などの訪問介護は、要介護者や、またその家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスであります。しかしながら、2022年に国が実施した賃金構造基本設計調査等によると、介護職員の給与は、全産業平均を月額6万8,000円も下回っており、人材の流出が懸念されることに加えて、ホームヘルパーの有効求人倍率は1.53%に上っており、人材確保が喫緊の課題となっております。

また、民間の信用調査会社による調査では、2023年の訪問介護事業者の倒産件数は67件と過去最多を更新し、在宅介護の基盤の崩壊が懸念されております。

こうした状況の中で、2024年4月から訪問介護の基本報酬が引き下げられました。国は、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを理由として挙げておりますが、これはサービス付高齢者向け住宅などの集合住宅に併設し、ホームヘルパーが効率的に訪問できる訪問介護事業者が含まれているからであって、1軒ずつ訪問してサービスを提供している訪問介護事業者の実態とは大きく異なっております。

先ほど、介護報酬を引き上げると、子どもの世代、今の現役世代に財政面で負担がかかるという意見がありましたけれども、そもそも介護保険は2000年から始まっておりますけれども、非常に高い介護保険料を住民の方は支払っております。払っているけれども、サービスがほとんど受けられない、全く受けなくても1人でやっていけると、そういった方もおられますし、国民健康保険と違って、本当にぼったくりと言われても仕方のない介護保険だというふうに思います。

ですので、子どもや若い世代にツケを回すということでありましたけれども、やはり国の負担率、これを上げることによって解消はできるということでもありますので、ぜひこの意

見書には、皆様のご賛同をお願いしたいと思います。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

4 番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

反対の立場から討論させていただきます。

訪問介護事業の基本報酬引き下げの撤回と介護報酬全体の大幅な引き上げを求める意見書について、意見を申し上げます。

2023年に厚生労働省が介護事業経営実態調査を発表、訪問介護事業所の収支差率が他のサービスに比べて高いことが明らかになりました。この結果は、訪問介護事業が他のサービスに比べて人材不足やサービスの複雑化といった課題を抱えながらも、比較的高い収益性を維持し、事業所の経営も良好であることを裏づけるデータとなりました。

これらの結果を踏まえ、厚生労働省は、訪問介護の報酬が他のサービスに比べて経営状況がよいと判断し、報酬の適正化を図るために基本報酬を引き下げる処置を取ったと考えられます。2024年の介護報酬改定で、全体では1.59%引き上げとなっていますが、訪問介護は基本報酬が引き下げとなっています。訪問介護の基本報酬引き下げの理由は、利益率が高く、処遇改善加算率も高く、処遇を改善すべき介護職以外のスタッフが少ないことが挙げられますが、都心部と地方では違います。都心部に比べて地方では、1軒1軒の距離があるため、1日に訪問できる件数が少なく、さらに燃料費もかかるなど、特に地方の訪問介護事業所が厳しい状況にあるようです。

このような状況を見ても、訪問介護事業所はどんどん利益が上がっており、運営状況はよいとは考えにくく、利益率の高さが報酬減の理由とはかなり厳しい気がします。そのことから、政府は一律で考えるのではなく、しっかり検討し、在宅介護を希望する人が介護難民にならないように取り組んでいただきたいと思います。

公明党としては、本国会でも、介護労働者の処遇改善を政府に訴えていますが、この意見書には賛同いたしかねます。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより意見書第9号 訪問介護事業の基本報酬引き下げの撤回と介護報酬全体の大幅

な引き上げを求める意見書の提出についてを起立により採決いたします。

意見書第9号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長（北村 孝議員）

起立少数であります。

よって、意見書第9号は原案のとおり否決となりました。

議長（北村 孝議員）

日程第12 意見書第10号 女性差別撤廃委員会による4回目の勧告を受けて、選択的夫婦別姓制度の速やかな導入を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

今、世界で夫婦同姓を法律で義務づけている国は日本だけです。国民世論も既に7割以上が選択的夫婦別姓制度の導入に賛成し、日本経済団体連合会も制度の導入を求めて政府に提言を出したところであります。国連の女性差別撤廃委員会も、日本政府に対して繰り返し、法律で夫婦同姓を義務づけることは女性差別であり、直ちに改姓すべきだと勧告をしてきました。夫婦別姓を可能にする法改正は待ったなしです。

結婚時に改姓するのは、現在も女性が95%です。姓の変更を強制していることは、仕事や社会生活を送る上での様々な不便、不利益をもたらし、自分のアイデンティティを奪われると感じるなど、個人の尊厳を脅かしています。この間、夫婦同姓を求める現行規程は、法の下での平等、婚姻の自由をうたう憲法に反するとして、多くの裁判が戦われてきました。2021年6月の最高裁大法廷では、憲法に違反しないと判断したものの、国会での立法による解決を促しています。このように、国会の責任が問われています。

家族の在り方は多様化し、夫婦、家族の形は様々です。個人の選択に寛容な社会をつくっていくことが機運です。地方議会でも420以上の意見書が可決をされております。夫婦同姓の強制は戦前の家制度の名残です。1996年には、法務省の法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を含む民法の改正を答申しています。しかし、古い価値観に固執する一部の勢力が変化を拒み続け、今に至るまで法改正の実現を拒んでいます。この間、野党議員も共同で民法改正法案を提出してきたところであります。

このような状況の下、ぜひ女性差別撤廃委員会による4回目の勧告を受けて、選択的夫婦別姓制度の速やかな導入を求める意見書、ぜひこの議会でもご賛同をお願いしたいと思

います。

議長（北村 孝議員）

提案者の趣旨説明は以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まずは反対討論でございます。

9番（前川 和也議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

前川議員。

9番（前川 和也議員）

反対討論です。

この意見書案の文面からも、子どもの子の字もないですけど、私は子どもの視点に立って、反対討論したいなというふうに思っています。

夫婦同姓の前提にある婚姻制度は、夫婦であることを対外的に明らかにするためということと、伝統的に生殖と子の養育を目的とされておる制度であります。このことから、大事なのは非常に子どもの視点であるかなというふうに思っています。平成27年の最高裁判決では、子どもにとって、両親が同姓であることが有意義であるというふうにも判決文の中で明示されておりますし、内閣府のかつての調査でも、夫婦別姓による子どもへの影響について、6割以上の方々が心配であるというデータもあります。夫婦別姓は親子の別姓ということにもなりまして、家族としての一体感にも関わってくる問題かなというふうに思っています。子どもの名字を決めるときに問題になるかなというふうにも思っています。

ということで、子どもの視点に立って、この意見書には反対ということにさせていただきたいなというふうに思います。判決例とかデータとか示して申し上げましたけども、非常に名字というのは、決して単なる記号ではなくて、歴史とか非常に重たいものがこの姓

名なのかなというふうに思っています。これを代々にわたって受け継いできて、それを次世代につなぐという、この思いを家族で共有して、そして気持ちを高めていくためにも、家族みんなが同姓であるということには非常に大きな意義があるというふうに思っております。

以上です。

議長（北村 孝議員）

続いて、賛成討論はございませんか。

5 番（二家本英生議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

二家本議員。

5 番（二家本英生議員）

賛成の立場で討論いたします。

この選択的夫婦別姓制度ですけれども、意見書の中にも書いているとおり、世論調査の中でも約 7 割が選択的夫婦別姓制度に賛成ということで、あと国連の女性差別撤廃条約のほうからも 4 回の勧告も受けており、速やかに対応することが必要だということを言っています。やはり選択的夫婦別姓、これは日本はなぜしていないか、先ほど言った反対の方の理由もありましたけれども、やはりこれを義務づけているというところが問題であります。義務づけているというのは、男女の格差感が出てくるということで、日本のジェンダー平等の遅れということにもつながってきます。その遅れのつながりというのが男女間の賃金につながったり、雇用の問題とかにつながり、いろんな場面で格差が起こっていることが、これが原因だと思っております。

先ほど反対の議員からも、子どもの視点ということもありました。そういったことは、とても大変重要なことだと思うんですけれども、それは各家庭において、きっちりとした話し合いの下で、子どもにもどういった名字をつけていく、それは大人になってからの判断でもできることでもありますし、そういった意味での選択的夫婦別姓制度、そういったことも柔軟なことを考えていかなければならないかなと思っています。

そういった意味で、ジェンダー平等の遅れにもなる今回の意見書、皆様のご賛同を賜りたく、お願い申し上げます。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

4 番（小島みゆき議員）

議長。

議長（北村 孝議員）

小島議員。

4 番（小島みゆき議員）

賛成の討論をさせていただきます。

女性差別撤廃委員会による 4 回目の勧告を受けて、選択的夫婦別姓制度の速やかな導入を求める意見書について、意見を申し上げます。

公明党は、2001 年に選択制夫婦別姓の導入などを盛り込んだ独自の民法改正案を国会に提出し、これまでの国政選挙の公約にも制度導入を掲げてきています。我が国では、婚姻に伴う改正により、働き盛りの 20 代から 40 代については、男女問わず約 7 割の方が何らかの弊害を感じている状況です。

公明党は、自らのアイデンティティ、自己存在意義を守る人権上の観点から、選択的夫婦別姓制度の早期導入を求めています。何より結婚で姓の変更をしているのは約 95% が女性であり、女性活躍を阻害する象徴的な制度とも言えます。現行の旧姓の通称使用には限界があり、通称は法律上の姓ではないため、旧姓併記を拡大するだけでは解決できない課題が多数あります。

海外業務では、パスポートに通称名を記載しても、ICAO（国際民間航空機関）文書には規定されていない例外的な措置であるため、通称名でビザを取得することは困難です。別姓を選べないことが結婚の足かせになっている場合もあり、改姓を避けるために事実婚を選択している方々もおられます。結婚で改姓を強いられてつらい思いをする人や、不利益を受ける人がいなくなるよう、選択的夫婦別姓制度は別姓を希望する人に新たな選択肢を示すものであり、多様性の尊重を求める時代の要請にかなうものです。今こそ実現すべきだと、本国会でも我が党は政府に訴えています。

以上のことから、この意見書には賛同いたします。

議長（北村 孝議員）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北村 孝議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより意見書第 10 号 女性差別撤廃委員会による 4 回目の勧告を受けて、選択的夫婦別姓制度の速やかな導入を求める意見書の提出についてを起立により採決をいたします。

意見書第 10 号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（北村 孝議員）

起立少数であります。

よって、意見書第 10 号は否決となりました。

議長（北村 孝議員）

日程第13 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長(北村 孝議員)

本定例会に付された事件は、全て議了いたしました。

それでは、ここで、この12月31日をもって退任されます井上副町長より退任のご挨拶の申出がございますので、これを許します。

副町長(井上 智宏副町長)

議長。

議長(北村 孝議員)

井上副町長、登壇願います。

副町長(井上 智宏副町長)

議長のお許しをいただきましたので、今月末の任期満了をもつての退任に当たり、一言挨拶申し上げます。

4年前、副町長に就任以来、町政に関わる多くの方々との出会いや様々な経験、そして、多くの支えによりまして、任期満了を迎えることができますことを、この場をお借りして深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

また、先ほど後任の坂上さんの選任のご同意を賜りまして、ありがとうございました。私、府庁生活では、財政、財務というようなところに偏った人生を歩みましたが、坂上さんは、府庁の幅広い分野で活躍されてきた方です。引き続き、ここ忠岡でもきっと活躍されることと思います。私以上のご厚誼を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、4年間を振り返りますと、前半約2年半は新型コロナウイルス感染症対策に明け暮れる日々でございました。議会をはじめ住民皆様方、医療機関、各種事業所や教育現場の皆様方、多くの方々にご協力をいただいたと思います。

また、役場内では、感染によります執務体制の維持や予防接種体制の維持に困難を来し、厳しい局面を迎えたこともありましたが、部局を越えた応援体制を構築するなど、役場一

丸となり乗り切ることができたと思います。

次には、やはりクリーンセンターです。公民連携でごみ処理を行うための新たな枠組みを構築するという、全国でも例のない施策の推進に関わることができました。クリーンセンターの運営の在り方につきましては、大阪府在職中にも、忠岡町の懸案課題の一つとして関わってまいりましたので、その将来の方向性を見いだす過程に携わることができ、新たに一つ貴重な経験をさせていただきました。

そして、私自身の振り返りです。副町長職というものは、黒子のようなポジションでございまして、また、関わる内容も多くが役場内部、行政内部の事柄でございます。世の中に目に見える形でお示しできる成果のようなものはほとんどございませんが、役場のセカンドポジションとして、単なる町長の補佐役だけではなく、町長にも職員にもノーを言える補佐役でありたいという思いを4年間持ち続け、日々の課題に真摯に向き合ってきたと思います。自分で言うのもなんですが、自分らしく任期を全うできたと思っております。

この4年間、人生のセカンドステージに忠岡町の副町長として町政運営をサポートさせていただきましたことを誇りに思いますとともに、充実した時間を過ごせたことにつきまして、改めて深く感謝申し上げます。

今年、年末年始は5年ぶりに奇跡の9連休となりますが、私の場合、退任後は、人生初の超大型連休となりますので、その間、少しゆっくりさせていただいた後、まだまだ老け込む年でもございませぬので、ワークとライフのバランスを少し考えながらにはなりますが、次のステージに踏み出したいと思っております。

結びに、住民の皆様方のご健勝とご多幸、北村議長をはじめ、議員の皆様方、並びに杉原町長をはじめ、職員皆様方のますますのご活躍、そして、何よりも忠岡町政のさらなるご発展を心よりご祈念申し上げ、退任のご挨拶とさせていただきます。4年間本当にありがとうございました。（拍手）

議長（北村 孝議員）

ご苦労さまでございました。

それでは、閉会に当たり、町長より挨拶の申出がありますので、発言を許します。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（北村 孝議員）

杉原町長。

町長（杉原 健士町長）

議長のお許しをいただきまして、閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月4日より開催されました本定例会におきましては、ご提案いたしました諸議案について、慎重なご審議をいただき、ご賛同、またご可決賜り、誠にありがとうございました。

ました。本定例会や委員会を通じまして、いただきましたご意見、ご要望につきましては、その趣旨を十分尊重させていただき、今後の町政運営に生かしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、現在、国のほうでは基礎控除以外に控除するものがない場合、その額を超えると所得税が課税となる年収１０３万円の引上げが議論されております。本町の税収にも大きな影響をもたらすこととなりますので、動向にはしっかりと注視してまいりたいと考えております。

そして、先ほど井上副町長より退任のご挨拶がございましたが、私も至らないところが多々あり、大変ご苦勞をかけたと思います。この４年間、私のサポートをしていただき、本当にありがとうございました。改めて、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。井上副町長には、今後とも健康にはご留意され、ますますのご健勝とご多幸を祈念申し上げます。

そして、年明けから新副町長を迎えますが、私も新たな気持ちで議員の皆様方と共に、全力で２期目の町政運営を行ってまいりたいと思いますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

結びに当たりまして、一層寒さが厳しくなる折、議員の皆様方におかれましては、健康に十分ご留意され、よい新年を迎えられますことを心よりご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長（北村 孝議員）

以上をもちまして、令和６年第４回忠岡町議会定例会を閉会いたします。

議員の皆様方には、大変ご苦勞さまでございました。

以上でございます。

（「午前１１時１７分」閉会）

以上、会議のてんまつを記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和6年12月20日

忠岡町議会議長      北   村      孝

忠岡町議会議員      前   川      和   也

忠岡町議会議員      尾   崎      孝   子